

令和5年度 住民税非課税世帯等支援給付金(こども加算)申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)

支給市区町村※令和5年12月1日時点の市区町村	
豊橋	市長殿



※裏面の【誓約・同意事項】をすべて確認しチェックしました。
すべての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
	明治・大正・昭和・平成・令和	
	年 月 日	電話 ()

2. 給付金対象児童(平成17年4月2日生まれ以降の児童)

	氏名	生年月日	生計の別	同居・別居の別	住所(別居の場合)
1			<input type="checkbox"/> 同一生計 <input type="checkbox"/> 別生計	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
2			<input type="checkbox"/> 同一生計 <input type="checkbox"/> 別生計	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
3			<input type="checkbox"/> 同一生計 <input type="checkbox"/> 別生計	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
4			<input type="checkbox"/> 同一生計 <input type="checkbox"/> 別生計	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
5			<input type="checkbox"/> 同一生計 <input type="checkbox"/> 別生計	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
合計人数		人	合計支給額	円	

3. 振込口座(1.の申請・請求者の口座とします。) ※長期間入金のない口座を記入しないでください。

下記の口座への振込みを希望します。
(下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類及び本人確認書類を添付してください。)

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信濃連 4.信連 金融機関コード	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	1普通 2当座		

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は) ※欄にご記入ください	通帳番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を ご記入ください。	1 ※		

現金による支給を希望します。(金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみ)

裏面もあります

【誓約・同意確認事項】※すべての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

以下すべての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

住民税非課税世帯等支援給付金(こども加算)(以下「給付金」という)支給要件(※)に該当します。

※ 給付金の支給対象となるためには、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ① ア 世帯の全員が、令和5年度「住民税非課税」もしくは「住民税均等割のみ課税」である。
イ 令和5年度の住民税均等割が課されている者の扶養親族のみからなる世帯ではない。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ すでに他の市区町村で、子育て世帯への支援給付金(子ども1人あたり5万円)の支給を受けた世帯ではありません。
- ④ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、豊橋市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公募等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類を提出します。
- ⑥ この申請書は、豊橋市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
豊橋市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、
- ⑦ 令和6年8月30日までに、市区町村が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑧ 給付金の支給後、本申請書(請求書)の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類

- 『住民税非課税世帯等支援給付金(こども加算)申請書(請求書)』(本書)
※必要事項をご記入ください
- 『申請・請求者本人確認書類』の写し
※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証等の写しをご用意ください。
(表面に住所の記載がない場合や、住所変更がある場合は、必ず現住所の記載がある面の写しもお用意ください。)
- 『受取口座を確認できる書類』の写し
※通帳やキャッシュカードの写し)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写しをご用意ください。
- 『別居監護申立書』
※別世帯だが扶養している児童について申請する場合のみ、別居監護申立書に必要事項をご記入ください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日
(申請日)

申請者氏名
(世帯主氏名)